

外出禁止措置の例外となる不可欠な仕事・サービスのリストの発表（3月28日）

1 3月27日夜、アイルランド政府が発表した外出禁止等の措置においては、「必要不可欠なヘルスケア、社会的介護、その他の必要不可欠なサービスの仕事であって、在宅では行えない場合に限り、通勤及び仕事のために外出すること」が例外とされていました（同28日午前10時台に当大使館から発出した領事メールの2（1）をを参照ください）。

2 3月28日夕方、アイルランド政府は、この例外の対象となる仕事・サービスのリストを発表し、以下URLの政府ウェブサイトに掲載しましたのでお知らせします。

<https://www.gov.ie/en/publication/dfeb8f-list-of-essential-service-providers-under-new-public-health-guidelin/>

3 上記2の政府ウェブサイトによれば、自らの業種がこのリストに該当すると判断する雇用主は、その旨を従業員（契約業者等を含む）に通告し、従業員は不可欠な仕事・サービスのために外出していることを証明する身分証明書や雇用主発行のレターを携帯することが求められます。また、このリストに該当するサービスを提供する自営業者に対しては、自らの職業を証明する書類を携帯するよう求めています。

4 3月28日夕方現在、政府発表によるアイルランドにおける新型コロナウイルス(COVID-19)感染者数は2,415名、うち死亡者は36名となっており、増加が続いています。新型コロナウイルス関連情報については、大使館としても最新の情報の収集に努めていますが、在留邦人及び渡航者の皆様におかれましても、不要不急の外出を控え、感染予防に万全を期してください。在アイルランド日本国大使館のウェブサイトに、新型コロナウイルス関連情報を掲載しており、今後も随時更新していきますので、下のURLから参照してください。

https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00004.html

5 アイルランドの公的医療サービス提供母体である保健サービス委員会(Health Service Executive:HSE)や、保健行政を司る保健省(Department of Health)等の政府機関ウェブサイトは、新型コロナウイルスの国内感染状況や対応措置についての最新情報を掲載しています。

<保健サービス委員会(HSE)の新型コロナウイルス関連情報サイト>

<https://www2.hse.ie/conditions/coronavirus/coronavirus.html>

<保健省の新型コロナウイルス関連情報サイト>

<https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/>

6 万一、新型コロナウイルス感染症に感染と診断されるなどの場合には下記代表電話に

ご連絡ください。

在アイルランド日本国大使館

住所：Nutley Building, Merrion Centre, Nutley Lane, Dublin 4, D04 RP73

電話番号（代表）：01-202-8300

E-mail（領事班）：consular@ir.mofa.go.jp